特定路線価設定申出書の提出チェックシート

フリガナ

申出者氏名：

「特定路線価設定申出書」を提出する場合には、次の事項のチェックをお願いします。
原則として、「はい」が全て☑となった場合、特定路線価の設定の申出の対象となります。

1　特定路線価の設定を必要とする年分の路線価は公開されていますか。

いいえ ⇢ 対象となる年分の路線価の公開後に、2以降の項目を確認の上、ご提出ください。

↓ □ **はい**

2　特定路線価の設定を必要とする理由は、相続税又は贈与税の申告のためですか。

いいえ ⇢ 相続税又は贈与税の申告以外の目的のためには、特定路線価を設定できません。

↓ □ **はい**

3　評価する土地等は、「路線価方式」により評価する地域（路線価地域）内にありますか。
※ 財産評価基準書（路線価図・評価倍率表）で確認できます。
※ 土地等とは、土地及び土地の上に存する権利を言います

いいえ ⇢ 「倍率方式」により評価する地域内にある土地等は、固定資産税評価額に所定の倍率を乗じて評価します。
※ 乗じる倍率は財産評価基準書（評価倍率表）で確認できます。

↓ □ **はい**

4　評価する土地等は、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等ですか。

いいえ ⇢ 原則として、既存の路線価を基に画地調整等を行って評価するため、特定路線価を設定できません。
例えば、下図の場合、評価対象地が路線価の設定されている道路に接しているので、その路線価を基に評価します。

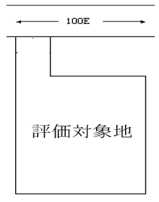

↓ □ **はい**

5　特定路線価を設定したい道路は、評価する土地等の利用者以外の人も利用する道路ですか。

いいえ ⇢ （上記と同じ）

↓ □ **はい**

6　特定路線価を設定したい道路は、建物の建築が可能な道路（いわゆる「建築基準法上の道路等」）ですか。
※ 都道府県又は市区町村の建築指導課等で確認できます。

いいえ ⇢ （上記と同じ）

↓ □ **はい**

★ 特定路線価は、原則として「建築基準法上の道路等」に設定しています。
「建築基準法上の道路等」とは、
① 「建築基準法第42条第1項第1号～第5号又は第2項」に規定する道路
② 「建築基準法第43条第2項第1号又は第2号（平成30年9月25日改正前の建築基準法第43条第1項ただし書を含む。）」の適用を受けたことのある敷地に面する道をいいます。

- このチェックシートは、「特定路線価設定申出書」に添付して、納税地を所轄する税務署に提出してください。（納税地は、相続税の場合は被相続人の住所地、贈与税の場合は受贈者の住所地となります。）
- 特定路線価の設定には、概ね1～2か月程度の期間を要しますので、ご承知おきください。
  なお、特定路線価の設定の申出に対する回答は、対象の土地の評価を担当する税務署が行います。

○ 財産評価基準書（路線価図・評価倍率表）は、国税庁ホームページ【https://www.rosenka.nta.go.jp】で確認できます。
○ 評価方法など不明な点があった場合には、納税地を所轄する税務署へご相談ください。
税務署での面接による個別相談は事前予約制となりますので、あらかじめ電話でご予約をお願いします。
○ その他相談窓口については、国税に関する相談について【https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/denwa-sodan/index.htm】をご確認ください。